

## 5. 古賀市地域公共交通協議会について

	地域公共交通協議会 (法定協議会)	地域公共交通会議
協議内容	地域のニーズに即した公共交通サービスの実現のため、地域公共交通計画を作成し、計画の実施に関して関係者それぞれの立場、役割分担を踏まえて協議。	コミュニティバスを運行しようとする時や、地域公共交通会議の協議結果に基づく輸送サービスの変更・廃止を行う時など、主宰地方公共団体が必要と認めた場合に開催し、地域のニーズに即した乗合輸送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等について協議。必要に応じて地域の交通計画を策定。
対象モード	すべての交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
事業実施	行える	行えない

※古賀市においては、交通会議が法定協議会と地域公共交通会議両者の機能を併せ持ち、委員も両者の委員を兼ねている（古賀市地域公共交通会議要綱（資料5別添1））。

## ●地域公共交通計画と従来計画の違い

	地域公共交通計画（R2～）	網形成計画（H26～）
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの確保、充実に加え、ダイヤや運賃等の面からもサービスを総合的に捉え、改善や充実に取り組む</li> <li>地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象</li> </ul>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による作成を法的に努力義務化</li> <li>基本的にすべての地方自治体において計画の作成や実施に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による作成が可能</li> </ul>
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</li> <li>定量的なデータに基づくPDCAの取り組みを強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り具体的な数値指標を明示</li> <li>原則、計画終了時・見直し時に達成状況を評価</li> </ul>
古賀市の状況	策定済み（みなし規定）	策定済み (計画期間：令和2年度～令和6年度)